

新中崎分署棟建設基本計画

2021年（令和3年）1月策定

2023年（令和5年）1月改定

明石市消防局

目 次

1	基本計画の趣旨と位置付け	1
2	現中崎分署棟の現状	2
3	現中崎分署棟の課題	3
(1)	耐震性能の不足	3
(2)	老朽化の進行	3
(3)	維持管理コストの増大	3
(4)	バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応不足	3
(5)	津波等の浸水による影響	3
4	新中崎分署棟整備の方向性	4
(1)	基本方針	4
(2)	庁舎の規模、構造	4
(3)	建設予定地	5
5	新中崎分署棟整備の個別事項	7
(1)	構成施設について	7
(2)	諸室等について	8
(3)	一般事項について	19
(4)	適用法令について	21
(5)	適用基準について	22
6	事業計画	23
(1)	概算事業費、財源について	23
(2)	事業手法	23
(3)	契約方式	24
(4)	整備スケジュール	24
7	参考イメージ図	25

1 基本計画の趣旨と位置付け

近年、東日本大震災（2011年3月）や熊本地震（2016年4月）、大型台風など大規模な自然災害が頻発し、各地で甚大な被害が発生しています。特に、未曾有の被害が発生した東日本大震災は、防災に対する国民意識を大きく変化させるとともに、建物の耐震性や省エネルギーへの関心がより高まることとなりました。

本市においても、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、その他大規模災害に備え、災害拠点を整備することは、災害発生時に迅速な災害対応による住民の安全・安心を確保するため重要なものとなっています。

消防は、その施設及び人員を活用し、災害発生時には最前線で災害対応にあたる機関であり、どのような災害に対しても24時間365日、出動ができる体制をとる必要があります。

現在の中崎分署棟は、1972年に当時の旧耐震基準で建設され、2002年に実施した耐震診断では、倒壊、崩壊の危険性があり、補強が必要な建物として評価されており、築後50年が経過し、老朽化の進行とともに、修繕範囲の拡大や維持管理コストの増大が課題となっています。

本市では、2016年度に市役所新庁舎建設基本構想が策定され、2017年度に市議会に設置された「新庁舎整備検討特別委員会」では、市民サービスやまちづくりの拠点となる新たな市役所庁舎の整備が検討されてきました。

今後、新中崎分署棟については、市役所新庁舎整備とあわせて検討を行いながら、持続可能な発展をめざし、安全で安心できる快適な暮らしを支える「SDGs 未来安全都市・明石」の一端を担うための防災拠点となるよう、本基本計画に基づき具体的な検討を進めてまいります。

2 現中崎分署棟の現状

所在地：明石市中崎1丁目6-20

竣工：1972年6月

構造：鉄筋コンクリート造4階建

敷地面積：1,473 m²

建築面積：621 m²

延床面積：2,184 m²

構成施設：下表のとおり

階数等	諸室等
1階	車庫、受付、玄関ホール、便所、倉庫、資機材庫 油庫、救急消毒室、仮眠室、女子仮眠室 女子サニタリー（浴室・脱衣室・洗面室・便所）
中2階	仮眠室、浴室、脱衣室、便所、リネン室
2階	事務室、厨房、食堂、和室、機械室、会議室、更衣室 調査室、便所、宿直室、リフレッシュルーム
3階（市役所利用）	事務所、更衣室、便所、会議室
4階	講堂、便所、倉庫、待機室、機械室、電気室
付帯施設	駐車（輪）場、訓練場、指令システム、空調設備 高圧受電設備、非常用自家発電設備など

配置人員：下表のとおり

職名	人数
担当課長	1名
主幹	2名
係長以下	42名
合計人数	45名

配備車両：下表のとおり

車両種別	台数
水槽付消防ポンプ自動車	2台
消防ポンプ自動車	1台
救助工作車	1台
高規格救急自動車	2台
ブーム付消防ポンプ自動車	1台
緊急作業車	1台
合計台数	8台

3 現中崎分署棟の課題

(1) 耐震性能の不足

中崎分署棟は、新耐震基準（1981年6月施行）以前に建築された庁舎であり、2002年に耐震診断を実施しましたが、その結果、 I_s 値が防災拠点として必要な0.9以上を大きく下回り、倒壊、崩壊の危険性があると判定され、補強が必要な建物であると評価されています。

(2) 老朽化の進行

中崎分署棟は、建築から50年が経過し、各部の老朽化が進んでいます。これまで可能な限り修繕で対応してきましたが、修繕範囲の拡大や、設備の故障の増加などで対応が困難な状況となっています。

(3) 維持管理コストの増大

老朽化した設備の更新や修繕範囲の拡大で、維持管理コストは年々増加する傾向にあります。また、設計が古いことからLED機器や高効率空調などの省エネルギー設備が不十分です。早期に設備投資を実施するほど費用対効果は高まり、環境にも配慮した庁舎となります。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応不足

竣工が50年前のために設計が古いことから、高齢者や障害者の来庁を想定した自動ドアやエレベーターなどの設備がなく、今の時代にそぐわない庁舎となっています。これからますます重要となるバリアフリー・ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、すべての人々が気持ち良く利用できる庁舎を整備する必要があります。

(5) 津波等の浸水による影響

明石市の最高津波水位は2mとされています。中崎分署棟は標高3mよりも低いところにあるため津波への警戒が必要です。地上1階に高圧受電設備や非常用自家発電設備が設置されており、津波や洪水などの水害により設備が使用できなくなった場合、防災拠点としての機能に影響を及ぼすため何らかの対策が必要です。

4 新中崎分署棟整備の方向性

前述の課題を踏まえ、防災拠点として高い耐震性能を確保し、大規模災害時にも業務継続を可能とする強い庁舎を整備するため、以下のとおり整備の方向性を定めます。

(1) 基本方針

ア 災害に強い庁舎

防災拠点として、耐震性に優れた構造を導入するとともに、浸水などにも機能が損なわれないように設備を配置します。また電気、水道などの社会的インフラが停止した場合にも庁舎機能や出動体制が維持できるように、非常用自家発電設備などの設置を検討します。大規模災害時にも業務継続を可能とする強い庁舎を整備します。

イ 機能性に優れた経済的な庁舎

限られた敷地を有効に活用できる建物配置と、災害発生時に安全、迅速に出動できる車両動線、隊員動線を重視するとともに、市民が安全に来庁できるようバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入を図ります。

また、建物の長寿命化を図るため、耐久性、メンテナンス性に優れた部材を導入します。構造から設備にいたるまで、費用対効果を十分に検討し取捨選択を行ったうえで、LED照明、高効率空調などの省エネルギー設備を積極的に取り入れ、自然光や自然換気なども活用し、コストの低減を図ります。

ウ 環境にやさしい庁舎

地域の先導的役割を果たすため、省エネルギー設備を積極的に導入し、自然エネルギーも活用しながら環境負荷の低減を目指します。

(2) 庁舎の規模、構造

現中崎分署棟は、2003年4月に明石市藤江に消防局庁舎が竣工するまでは消防本部・本署としての機能を有していましたが、現在は、分署として車両、人員を配置しています。

本部機能の移転後、空スペースは市役所機能の一部や会議室、倉庫として利用されていますが、新中崎分署棟は、明石駅周辺の中心市街地を含む市内東部を管轄する分署としての責任を十分に果たせるべき強い施設とすることは勿論ですが、消防活動上必要な規模のみとすることで、現中崎分署棟よりもコンパクトでスリムな庁舎として整備します。

ア 耐震安全性

災害時に消火活動、救助活動、救急活動を行う重要な拠点となることから、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、下表のとおり最高水準の安全性

を確保します。

耐震安全性の分類	
構造体	I類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

イ 構造

鉄筋コンクリート造又は鉄骨造3階建以上、免震構造の採用を想定していますが、設計段階で耐震効果、間取り、コスト、メンテナンスなど様々な面から他の構造と比較検討した上で、上記の耐震安全性を確保できる場合は、制震構造など他の構造を採用し、基本設計により決定することとします。

ウ 延床面積

現中崎分署棟2,184㎡よりもコンパクトでスリムな庁舎とするため、約2,000㎡を想定しています。

(3) 建設予定地

近年、全国で大規模な自然災害が発生しており、土砂災害による交通網の遮断や河川の堤防決壊による住宅地の浸水などは、迅速な消防活動に大きな影響を及ぼします。

現在の中崎分署は、明石駅周辺の中心市街地を管轄しており、災害発生時に市東部方面での迅速な活動体制をとるため、明石川以東における整備が必要であると考えています。いくつかの敷地から検討した結果、消防業務に必要な敷地面積を有し、緊急車両の出動に支障がない幹線道路に面することや、市民が来庁する際に交通の便が良いことなどの諸条件を満たすものとして、以下の敷地を建設予定地とし、整備に向けた取組を進めていきます。



ア 敷地概要

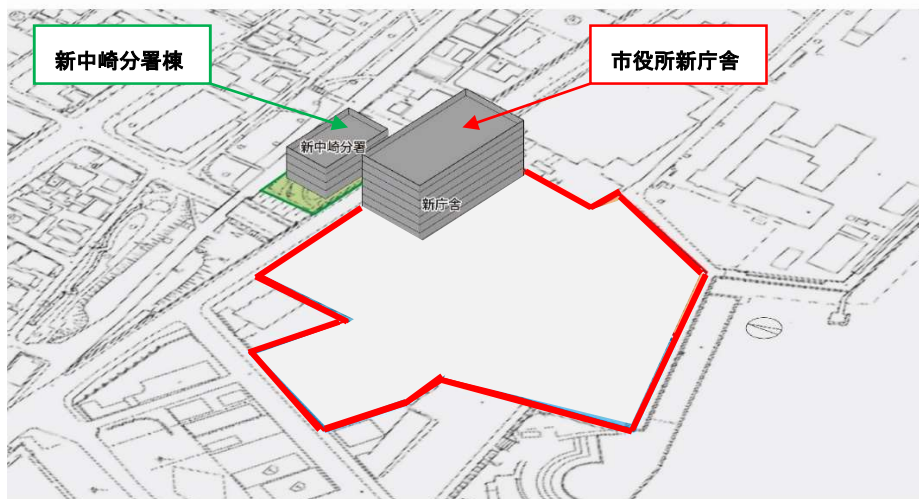
所在地	明石市相生町1丁目93番6 (旧中崎遊園地 令和3年5月都市計画決定廃止)		
敷地面積	1993.41 m ² (令和3年度土地境界確定業務実施)		
用途地域	近隣商業地域	防火地域	準防火地域
容積率	300%	建ぺい率	80%
その他	埋蔵文化財包蔵地		

イ 周辺環境

交通アクセス	JR (山陽電鉄) 明石駅 徒歩13分、国道28号、国道2号
水道本管	Φ100 (末端部のため延長接続工事が必要)

ウ 整備イメージ

新中崎分署棟と市役所新庁舎の整備イメージになります。このイメージを基本として、詳細な建物配置、車庫の配置などは、基本設計、実施設計の中で十分な検討を行い決定します。



5 新中崎分署棟整備の個別事項

(1) 構成施設について

新中崎分署棟の構成施設について、下表に例示しましたが、必要性や条件などを勘案しながら導入要否や追加施設を検討します。

区分	諸室等
庁舎建物1階	車庫、防火衣装着室、救急消毒室、救急資機材庫、資機材庫 洗濯乾燥室、倉庫・油庫、受付、玄関口、風除室 エントランスホール、職員通用口、救急仮眠室、シャワー室 便所、多目的便所
庁舎建物2階	機械室、電気室、システム管理室、浴室、脱衣室、洗面室 シャワー室、仮眠室、便所、リネン室、体力錬成室、倉庫 バルコニー、ホール
庁舎建物3階	待機室、事務室、書庫、会議・多目的室、調査室、食堂、厨房 執務室、バルコニー、倉庫、便所、ホール
付帯施設等	来庁者用（職員用）駐車場、駐輪場、訓練場、国旗等掲揚塔 消火栓、受変電設備、非常用自家発電設備、車両転回スペース 資機材等搬入スペース、乾燥台、危険物保管庫、自動ドア エレベーター、電動オーバースライダー、空調・換気設備 給排水衛生設備、情報通信網設備、電話機・交換機 指令センター・無線関係、テレビ放送受信設備 情報収集用カメラ装置、放送設備、電光掲示板、監視用カメラ インターホン

(2) 諸室等について

新中崎分署棟の諸室等について、下表の内容を考慮し検討します。

【庁舎建物 1 階】

No.	名称	内容等								
1	車庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両の保管場所とする。 ・ 作業及び点検スペースを兼ね、車両 8 台以上の駐車スペースを確保する。 <table border="1"> <tr> <td>大型車両</td> <td>長さ 11m 幅 3 m 高さ 4 m</td> </tr> <tr> <td>中型車両</td> <td>長さ 7.5m 幅 2.8m 高さ 3.5m</td> </tr> <tr> <td>小型車両</td> <td>長さ 6.3m 幅 2.5m 高さ 3.3m</td> </tr> <tr> <td>救急車両</td> <td>長さ 6 m 幅 2.4m 高さ 3 m</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※サイドミラー、無線アンテナ含む ・ 車庫の高さは 5 m 以上を確保する。 ・ 出動時の隊員安全確保及び車両衝突防止のため、車両同士、車両と壁面などの間隔を十分に確保する。 ・ 床面は十分な強度を確保するとともに、防水かつ滑りにくい仕上げとし水捌けを考慮する。 ・ 車両駐車位置を明示する区画線の方法を検討する。 ・ 排気ガスを効率的に排気できる構造とするか、排気装置の設置を検討する。 ・ 採光は自然エネルギーを有効に活用し、省エネルギーのため LED 照明器具を適切な場所に設置する。 ・ 開口部にはシャッター等を設置し、大型車両が容易に出入りできるものとし、危険防止のために安全装置を備え、停電や故障時にも開閉可能となるように検討する。また、スイッチなどで遠隔操作ができ、外部からもリモコンなどで開閉操作ができるものとする。 ・ 車庫に至る動線は二方向ないし三方向とし、とくに救急隊の出動動線は区別化を図る。 ・ 防火衣着装室、救急消毒室、救急資機材庫、救急仮眠室、資機材庫、倉庫、洗濯乾燥室との動線を確保する。 ・ 必要数の給水栓、電源を確保する。 ・ 車両 A V M 用無線 LAN アクセスポイント 2 か所の設置スペース及び配線ルートを確保する。 	大型車両	長さ 11m 幅 3 m 高さ 4 m	中型車両	長さ 7.5m 幅 2.8m 高さ 3.5m	小型車両	長さ 6.3m 幅 2.5m 高さ 3.3m	救急車両	長さ 6 m 幅 2.4m 高さ 3 m
大型車両	長さ 11m 幅 3 m 高さ 4 m									
中型車両	長さ 7.5m 幅 2.8m 高さ 3.5m									
小型車両	長さ 6.3m 幅 2.5m 高さ 3.3m									
救急車両	長さ 6 m 幅 2.4m 高さ 3 m									
2	防火衣着装室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火衣の着装や収納場所とする。 ・ 省スペース性に優れたロッカーと収納棚などを設置する。 ・ 指令情報出力装置プリンタ 2 台の設置スペースと配線ルートを確保する。 ・ 車庫に隣接させ、仮眠室との動線を確保する。 								

3	救急消毒室	<ul style="list-style-type: none"> ・救急資機材などの消毒場所とする。 ・車庫（救急車両駐車位置）と救急資機材庫に隣接させる。 ・出入口は自動ドアなど直接手で触れることなく開閉できるものとする。 ・床は排水口を設け、容易に排水ができる構造とする。 ・作業台付二槽式シンク（深型洗浄用、消毒用）を設置し、水栓金具はセンサー式とする。 ・除染用スペースとして、延長可能なシャワー設備と排水口を設置する。 ・感染性廃棄物を収容する専用容器を保管しておくスペースを確保する。 ・洗濯乾燥機、自動うがい機、自動手指洗浄消毒器、高圧蒸気滅菌器などを設置する。 ・必要数の給水栓、電源、換気設備を確保する。
4	救急資機材庫	<ul style="list-style-type: none"> ・救急資機材の管理保管場所とする。 ・救急消毒室、資機材等搬入スペースと隣接させる。 ・必要に応じてセキュリティ強化を検討する。 ・出入口は自動ドアなど直接手で触れることなく開閉できるものとする。 ・必要数の収納棚などを設置する。 ・労働安全衛生法の基準に準拠し、換気設備を設けるなど衛生面に配慮した構造とする。
5	資機材庫	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、救助、機械用資機材の保管場所とするため、十分な広さを確保する。 ・車庫、資機材等搬入スペースに隣接させる。 ・十分な強度を持つ各種収納棚などを設置する。 ・換気設備を設置する。
6	洗濯乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> ・防火衣などの洗濯と乾燥に使用する。 ・車庫、防火衣着装室との動線を考慮する。 ・洗濯機、乾燥機及び収納棚を設置する。 ・給水栓、電源、換気設備を設置する。
7	倉庫・油庫	<ul style="list-style-type: none"> ・各種物品、油類などの保管場所とする。 ・適切な場所に配置する。 ・換気設備を設置する。
8	受付	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の案内や対応スペースとする。 ・エントランスホールに配置する。
9	玄関口	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者用の出入口とする。 ・ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した設計とし、自動ドアなどを設置する。

10	風除室	<ul style="list-style-type: none"> ・外気の流入を防ぐ目的とする。 ・ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した設計とし、自動ドアなどを設置する。
11	エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の案内や対応、展示スペースなどに使用する。 ・ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した設計とする。十分なスペースをとり、受付、エレベーター、便所及び多目的便所との動線を確保する。 ・職員用スペースに通じる場所には電子錠などのセキュリティ対策を講じる。
12	職員通用口	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の出入口とする。 ・来庁者の動線と区別化を図る。 ・電子錠などのセキュリティ対策を講じる。
13	救急仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員が仮眠及び更衣室として使用する。 ・1階に個室3室以上を出動動線に考慮し配置する。 ・畳やベッドなどの要否を検討する。 ・ロッカー、寝具用クローゼットを設置する。 ・空調設備を設置する。
14	シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・救急消毒室に1室を配置する。 ・脱衣室、洗面室を併設する。 ・救急仮眠室との動線を確保する。
15	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、来庁者が使用する。 ・職員用と来庁者用の区別化を図る。 ・職員用は出動動線などを考慮し、各階に必要な数を配置する。 ・来庁者用は来庁者動線上に配置する。 ・照明器具は人感センサー付きとする。
16	多目的便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した設計とし、誰もが使用しやすいものとする。 ・オストメイト対応とする。 ・乳幼児対応とする。 ・来庁者動線上に配置する。 ・照明器具は人感センサー付きとする。

【庁舎建物 2階】

No.	名称	内容等
1	機械・電気室	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備、電気設備の設置場所とする。 ・受電設備、自家発電設備、空調設備、揚水ポンプなどの必要性を検討した上で、数量や設置位置を決定するが、津波等による浸水対策のため2階以上が望ましい。 ・空調設備を設置し、防音対策を行う。
2	システム管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・出動指令用の無停電電源装置や分電盤、明石市の光成端盤などの設置場所として使用するが、電気室に設置できる場合は当室の可否を検討する。 ・非常用自家発電設備から当室まで、当室から各指令システム機器までの配線ルートを確保する。 ・指令システム機器などの設置は別途工事とする。 ・空調設備を設置する。
3	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・隔日勤務者用として使用する。 ・脱衣室と隣接させる。 ・3名以上が入浴できる広さとする。 ・女性隊員と差別化を図る。
4	脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・隔日勤務者用として使用する。 ・浴室と隣接させる。 ・3名以上が脱衣できる広さとする。 ・洗面台、棚を設置する。 ・女性隊員と差別化を図る。
5	洗面室	<ul style="list-style-type: none"> ・隔日勤務者用として使用する。 ・3台以上の洗面台を設置する。 ・洗濯乾燥機を設置する。 ・女性隊員と差別化を図る。
6	シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・隔日勤務者が現場活動後に使用する。 ・消防救助隊員用に2室、女性隊員用に1室を配置する。 ・女性隊員と差別化を図る。
7	仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> ・隔日勤務者が仮眠及び更衣室として使用する。 ・個室22室以上を出動動線に考慮し配置する。 ・畳やベッドなどの可否を検討する。 ・ロッカー、寝具用クローゼットを設置する。 ・空調設備を設置する。 ・女性隊員と差別化を図る。
8	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が使用する。 ・出動動線などを考慮し必要数を配置する。 ・照明器具は人感センサー付きとする。
9	リネン室	<ul style="list-style-type: none"> ・仮眠室の布団及びシーツの保管場所とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・保管棚などを設置する。
10	体力錬成室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の体力錬成のために使用する。 ・各種トレーニング機材の設置を検討する。 ・壁、床は十分な強度を持たせるとともに、身体への負担を軽減させる材質とする。 ・空調設備を設置する。
11	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備、電気設備などの設置場所として検討する。 ・出入口を設け、適切な場所に必要数を設置する。 ・排水、防水に優れた構造とする。
12	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・各種物品などの保管場所とする。 ・適切な場所に配置する。 ・換気設備を設置する。
13	ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用スペースに通じる場所には電子錠などのセキュリティ対策を講じる。

【庁舎建物3階】

No.	名称	内容等
1	待機室	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急招集などで参集した職員の待機や仮眠場所とするが、普段は多目的室として使用する。 ・畳やマットなどの寝具用収納を備える。 ・空調設備を設置する。
2	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が事務や来庁者対応のために使用する。 ・出動動線を考慮した配置とする。 ・来庁者対応のためのカウンターを来庁者動線上に設置する。 ・必要数の移動可能な事務机を配置し、適切な場所に簿冊などを整理するためのキャビネットを備える。 ・床はOAフロアとし、電話回線やLANケーブルなどは床下に配線する。 ・指令放送用アンプ、署所受令機、無線指令受付装置、署所端末装置、指令情報出力装置、表示盤、消防OAシステム（支援情報）端末の設置場所を確保する。これらの設置や配線は別途工事とする。 ・空調設備を設置する。
3	書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・簿冊などの保存場所とする。 ・事務所と隣接して配置する。 ・必要数の可動式書棚の設置を検討する。 ・換気設備を設置する。
4	会議・多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の会議や研修など、多目的に使用する。 ・会議用の机や椅子を収納できるスペースを設ける。 ・電子黒板などの映写機器の設置を検討する。 ・床材を検討する。 ・空調設備を設置する。
5	調査室	<ul style="list-style-type: none"> ・火災原因を特定するため資料の分析などに使用する。 ・火災原因調査資機材や資料などを収納する各種キャビネットを設置する。 ・必要数の机、椅子を設置する。 ・空調設備を設置する。
6	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が食事を摂るために使用する。 ・25名以上が同時に使用できる広さとする。 ・必要数の机、椅子、テレビを備える。 ・空調設備を設置する。
7	厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が調理のために使用する。 ・食堂と隣接させる。 ・冷蔵庫等電化製品、食器棚、システムキッチンなどを備

		<p>える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水栓、電源、ガス、換気設備を設置する。
8	執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・執務や来客者を応接するために使用する。 ・必要数の椅子、テーブル、執務机を備える。 ・キャビネット、ロッカーを備える。
9	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備、電気設備などの設置場所として検討する。 ・出入口を設け、適切な場所に必要数を設置する。 ・排水、防水に優れた構造とする。
10	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・各種物品などの保管場所とする。 ・適切な場所に配置する。 ・換気設備を設置する。
11	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、来庁者が使用する。 ・職員用と来庁者用の区別化を図る。 ・職員用は出動動線上に配置する。 ・来庁者用は来庁者動線上に配置する。 ・照明器具は人感センサー付きとする。
12	ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターなどから事務室までアクセスし易いものとする。

【付帯施設等】

No.	名称	内容等
1	来庁者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者が使用する。 ・乗用車3台以上の使用を想定し、そのうち1台分は優先駐車場とする。 ・車輪止め、区画線の設置を検討する。 ・出動車両動線に交わらないように配慮する。 <p>※ただし、非常招集で参集した職員が使用する場合がありますため台数には余裕が必要である。</p>
2	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者や職員が自転車やバイクを駐輪するために使用する。 ・来庁者用と職員用を区別化するか検討する。 ・自転車30台以上の使用を想定する。 ・転倒防止のため屋根及び壁付の駐輪場を検討する。 ・出動車両動線に交わらないように配慮する。
3	訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で消防、救助活動訓練などを行う場所とする。 ・放水壁などの訓練用施設の設置を検討する。 ・庁舎建物の一部が訓練施設を兼ねたものを検討する。 ・出動車両動線に交わらないように配置する。
4	国旗等掲揚塔	<ul style="list-style-type: none"> ・国旗、市旗、安全旗を掲揚する場所とする。 ・敷地内若しくはバルコニーなどに設置を検討する。
5	消火栓	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動や訓練などで消防車両への補水に使用する。 ・地下式消火栓とし、訓練場などの敷地内に設置する。
6	受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・津波等の浸水による影響を受けない場所に設置する。 ・受電方式を検討する。
7	非常用自家発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・津波等の浸水による影響を受けない場所に設置する。 ・停電時に稼働させる設備などを検討し、発電容量を決定する。 ・停電時に72時間以上稼働できるよう燃料の備蓄方式などを検討する。 ・指令センター、無線関係の電源を兼ねる。
8	車両転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の転回や点検を行う空地とする。 ・車庫の前側に隣接して配置する。 ・車両が転回するために十分な広さと強度を確保する。 ・出動車両動線となるため、他の設備や来庁者などの動線と交わらないようにする。
9	資機材等搬入スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材搬入や設備点検時に業者車両の駐車スペースとする。 ・救急資機材庫、資機材庫、機械室、電気室にアクセスしやすい場所が望ましい。

		<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者動線、出動車両動線と交わらないようにする。 																
10	乾燥台	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用ホースの乾燥に使用する。 ・電動式とし、20mホースを20本以上乾燥できるものとする。 ・資機材庫にアクセスしやすい場所が望ましい。 																
11	危険物保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・車両潤滑油、活動資機材の燃料などの保管場所とする。 ・適切な場所に配置する。 ・関係法令を遵守したものとする。 ・導入の可否を検討する。 																
12	自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮し、適切な場所に設置する。 																
13	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮し、来庁者動線上の全階に設置する。 																
14	電動オーバースライダー	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫の車両出入口に設置する。 ・大型車両が容易に出入りできる開口部とし、危険防止のために安全装置を備え、停電や故障時にも開閉可能となるように検討する。また、スイッチで遠隔操作ができ、外部からもリモコンなどで開閉操作ができるものとする。 																
15	空調・換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調方式及び型式は比較検討を行う。 ・適切な場所に設置する。 ・高効率空調設備の導入を検討する。 ・室外機などはバルコニーに設置を検討する。 ・適切な換気方式を検討する。 																
16	給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要数を適切な場所に設置する。 ・衛生的かつ経済性に優れたものとする。 ・省エネルギーや環境に配慮したものとする。 																
17	情報通信網設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各諸室までの通信線を整備する。 ・情報通信用幹線として、将来用の増設経路を確保する。 ・外部と接続している回線については引込みを行い、配線ルートを確保する。 ・明石市の光回線を使用可能とする。 																
18	電話機・交換機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な場所に必要数を設置する。 ・電話回線（外線・内線）を整備する。 ・設置場所及び配線スペースを確保する。 																
19	指令センター・無線関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置機器</th> <th>設置場所</th> <th>数量</th> <th>工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>署所端末装置</td> <td>事務室</td> <td>1</td> <td>別途</td> </tr> <tr> <td>表示盤</td> <td>事務室</td> <td>1</td> <td>別途</td> </tr> <tr> <td>指令情報出力装置 (パソコン)</td> <td>事務室</td> <td>1</td> <td>別途</td> </tr> </tbody> </table>	設置機器	設置場所	数量	工事	署所端末装置	事務室	1	別途	表示盤	事務室	1	別途	指令情報出力装置 (パソコン)	事務室	1	別途
設置機器	設置場所	数量	工事															
署所端末装置	事務室	1	別途															
表示盤	事務室	1	別途															
指令情報出力装置 (パソコン)	事務室	1	別途															

指令情報出力装置 (プリンタ)	防火衣着室付 近	2	別途
指令放送用アンプ	事務室	1	別途
車両 AVM 用無線 LAN アクセスポイント	車庫	2	別途
無停電電源装置	システム管理室 (又は電気室)	1	別途
情報収集用カメラ装 置	屋外 (車庫前)	2	別途
消防 0A システム (支 援情報) 端末	事務室 救急車両	2	別途
消防 0A システム (支 援情報) プリンタ	事務室	1	別途
無線指令受付装置	事務室	1	別途
署所受令機	事務室	1	別途
同軸避雷器		一式	別途
無線アンテナ	屋上	1	別途
指令書、消防 0A、指 令放送等の光回線 (消防広域イーサネ ット)		一式	別途
指令放送庁内スピー カー	仮眠室、廊下、車 庫、事務室等	一式	含む
仮眠室切替スイッ チ、音量スイッチ	仮眠室、会議室・ 多目的室など	一式	含む
分電盤	システム管理室 (又は電気室)	一式	含む
<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途工事となる高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の関係機関と詳細な調整を行う。 ・ 各機器の設置スペース及び配線ルートの確保は工事に含む。電源は一次側と二次側などの工事分担を明確にする。 ・ 指令は、光回線、無線で行う。 ・ 指令用の光回線は、明石市の光回線と同様に引込みを行い、配線ルートを確保する。 ・ 屋上に無線アンテナを設置するためのスペースと、必要に応じて床等の強度を確保し、内部へ配線ルートを設ける。避雷針を設ける場合は配置場所を協議する。 			

20	テレビ放送受信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上波デジタル放送の受信設備を設置する。 ・将来用にケーブルテレビの配線ルートを確認する。 ・各諸室までの配線ルートを確認する。
21	情報収集用カメラ装置 (No.19)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の出動を確認するために使用する。 ・屋外の車庫前に設置スペース及び配線ルートを確認する。 ・設置は別途工事とする。
22	放送設備 (No.19)	<ul style="list-style-type: none"> ・出動指令や館内放送のために使用する。 ・指令放送庁内スピーカーの設置と指令放送用アンプまでの配線を行う。 ・仮眠室、廊下、車庫、事務所などに設置する。 ・仮眠室切替スイッチを設ける。 ・会議室などに必要に応じて音量スイッチを設ける。 ・指令放送用アンプの設置は別途工事とする。
23	電光掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急出動を周知するために使用する。 ・導入の可否を検討する。 ・指令連動式か手動式かを検討する。 ・国道に面した場所に設置する。
24	監視用カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建物への侵入者や緊急車両出動動線の駐車車両を監視する。 ・監視範囲は庁舎建物と車庫前の敷地が映る画角でポール等に設置し、事務室で映像を確認できるものとする。 ・常時録画、夜間撮影機能を有し、接続方式は検討する。
25	インターホン	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間等の駆け込み通報に対応するために使用する。 ・子機は玄関口付近に設置、親機は事務室に設置する。 ・仮眠室等に移動可能な携帯用子機を増設する。 ・モニター付きのものとする。

(3) 一般事項について

【一般事項】

内容等
<ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法を始めとする各種関係法令を遵守する。・ 基本設計及び実施設計業務において、建築工事、電気、機械等の設備工事、屋外付帯工事、その他工事の設計及び積算を行う。・ 建築後の維持保全計画書（ランニングコストを含む）を策定する。・ 現中崎分署棟に設置している設備等/new庁舎で稼働させる必要がある場合はそれらに関連する工事の設計及び積算を行う。・ 備品の必要数量や配置について協議の上、諸室等の面積を決定し設計に反映させる。・ 建築工事に伴う各種届出等の申請手続業務、その他関係法令等により必要となる申請、届出を行う。・ 敷地測量調査、土質調査を行う。・ 電波障害調査を行い、必要に応じて対策を行う。・ 上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との調整を行う。・ 別途工事となる高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の担当者と調整を行い、各機器の設置スペース及び配線ルートを確認し、配線ルートは区画の貫通やE P S等の活用を検討する。電源は一次側と二次側などの工事分担を明確にする。・ 庁内及び庁外用資料作成の補助を行う。・ 耐震性に優れた庁舎とする。・ 津波等の浸水による影響を最小限に止める庁舎とする。・ すべての人々が利用しやすい庁舎とする。・ 災害発生時にも消防業務が継続可能な庁舎とする。・ 省エネルギー、環境負荷の低減を考慮した庁舎とする。・ 敷地内を緑化する。・ 使用部材は耐久性やメンテナンス性に優れたものとする。・ 金属部は耐腐食性のものを使用する。・ 排水、防水機能に優れた構造とする。・ 重量物の床面や出動車両動線となる地面の強度を確認する。・ 落雷により通信機器や情報機器に影響が出ないように電源設備などにサージ保護装置を設置する。・ 避雷針の導入可否を検討する。・ セキュリティ対策を講じる。・ 自然エネルギー（自然光、自然換気など）を積極的に取り入れる。・ 省エネルギー、環境負荷低減のため、LED照明器具、高効率空調設備、エコガラスなどを使用する。・ 受変電設備、動力設備、幹線設備を設置する。・ エレベーターは各階に設置する。

- コンセント（非常用コンセント）は必要数を適切な場所に設置し、十分な電源容量を見込むものとする。
- ドアの形式は設置場所に適したものを採用する。（例：出動動線上はスライド式、外開き式など）
- 表示盤（分署名、室名、案内など）を設置する。
- 給水方式（水道本管直結方式、受水槽方式）について検討する。
- 建設予定地の東端若しくは西端に南北に通り返けが可能な通路の設置を検討する。
- 建設予定地の外構、擁壁の方法について検討する。

(4) 適用法令について

下表の法令を遵守する。

【適用法令】

法令
<ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法・ 都市計画法・ 災害対策基本法・ 消防法・ 道路法、道路交通法・ 水道法、下水道法・ 水質汚濁防止法・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法・ 健康増進法・ 労働安全衛生法・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）・ 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）・ 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）・ 高压ガス保安法・ 駐車場法・ 航空法・ ガス事業法・ 電気事業法・ 電気通信事業法・ 電波法・ 有線電気通信法・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）・ 土壌汚染対策法・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律・ 兵庫県建築基準条例・ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例・ 兵庫県福祉のまちづくり条例及び施行規則・ 兵庫県の各種関連条例及び施行規則・ 明石市建築基準法施工細則・ 明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例・ 明石市都市景観条例・ その他の関連法規・県条例・市条例

(5) 適用基準について

下表の基準を参照する。(各図書は最新版とする)

【適用基準】

基準
< 建築 >
・ 建築工事設計図書作成基準及び参考資料
・ 建築設計基準及び同解説
・ 構内舗装・排水設計基準
・ 建築工事標準詳細図
・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
・ 建築工事監理指針
・ 建築構造設計基準及び参考資料
・ 各種構造計算基準・同解説
・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
・ 擁壁設計標準図
・ 公共建築改修工事標準仕様書
・ 建築改修工事監理指針
・ 国営整第 215 号令和元年「敷地調査共通仕様書」
・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
・ 既存鉄筋コンクリート造建築部の耐震診断基準
< 設備 >
・ 建築設備計画基準
・ 建築設備設計基準
・ 建築設備設計計算書作成の手引き
・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
・ 電気設備工事監理指針
・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
・ 機械設備工事監理指針
・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・ 建築設備耐震設計・施工指針
・ 建築設備指針・施工上の運用指針
< 積算 >
・ 建築数量積算基準・同解説
・ 公共建築工事積算基準
・ 公共建築工事積算基準の解説

6 事業計画

(1) 概算事業費、財源について

ア 予算費目

款) 消防費 項) 消防費 目) 消防施設費 細目) 消防施設費
事業) 消防施設整備事業 節) 委託料、工事請負費、備品購入費など

イ 概算事業費

基本・実施設計 (敷地測量・土質調査)	建設工事	事業費
115,000 千円	1,302,000 千円	1,417,000 千円

※ 別途、指令センター・無線関連の費用が必要となります。

今後は、4頁に示す整備の方向性に基づいた建物配置や設計により増減する可能性があります。さらに、今後の物価変動、土質調査、建物構造等の条件変更などが考えられるため、整備を進めた場合の費用積算は、基本設計段階で精査します。

ウ 財源案

イで示した事業費の財源として、下記の地方債について検討します。

地方債 防災対策事業（公共施設等耐震化事業）

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
-----------------------------	-------------

※地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設。消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるもの（I s 値 0.6 未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合）について対象。

(2) 事業手法

事業手法は設計・施工分割発注方式（従来方式）とし、基本設計と実施設計を個別に発注する分割発注方式と、併せて発注する一括発注方式とを比較したところ、早期の着工や工期の短縮が期待できる一括発注方式が適していると考えています。

(3) 契約方式

設計業者及び施工業者の選定にあたり、機会均等、公平性、透明性を確保することで競争性を高め、最も安価な金額を提示した業者を契約の相手方とする一般競争入札方式の採用を考えています。

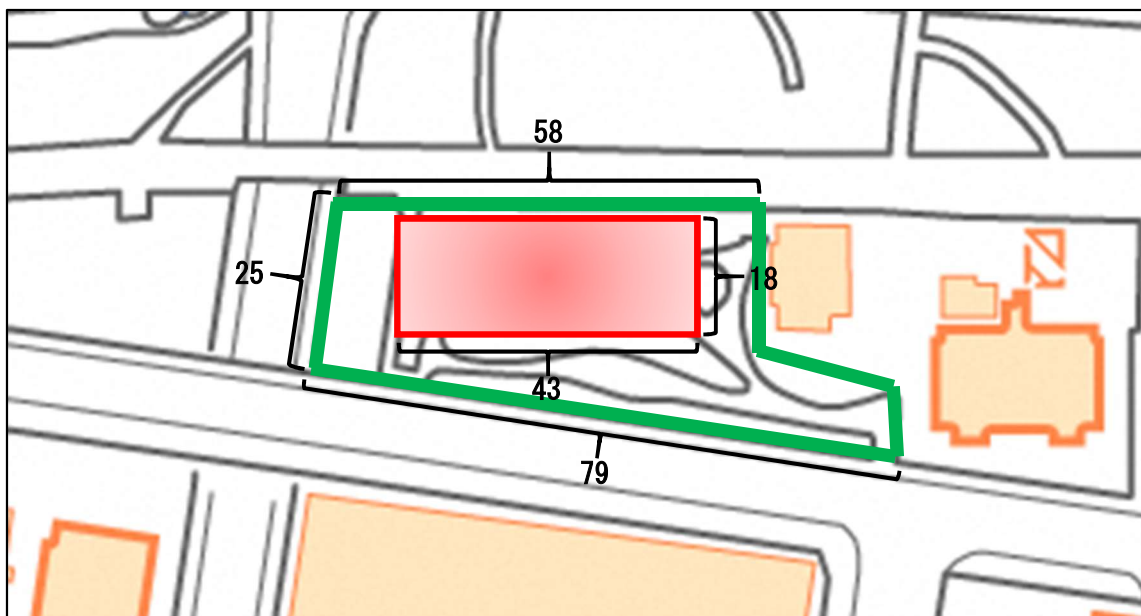
(4) 整備スケジュール

市役所新庁舎建設計画との兼合いがありますが、次のとおりです。設計期間は1年半、建設工事期間は2年程度を想定しています。

2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
基本計画	土地境界 確定		基本設計・実施設計 (敷地測量・土質調査)		建設工事	

7 参考イメージ図

建設予定地における新中崎分署棟の整備イメージ



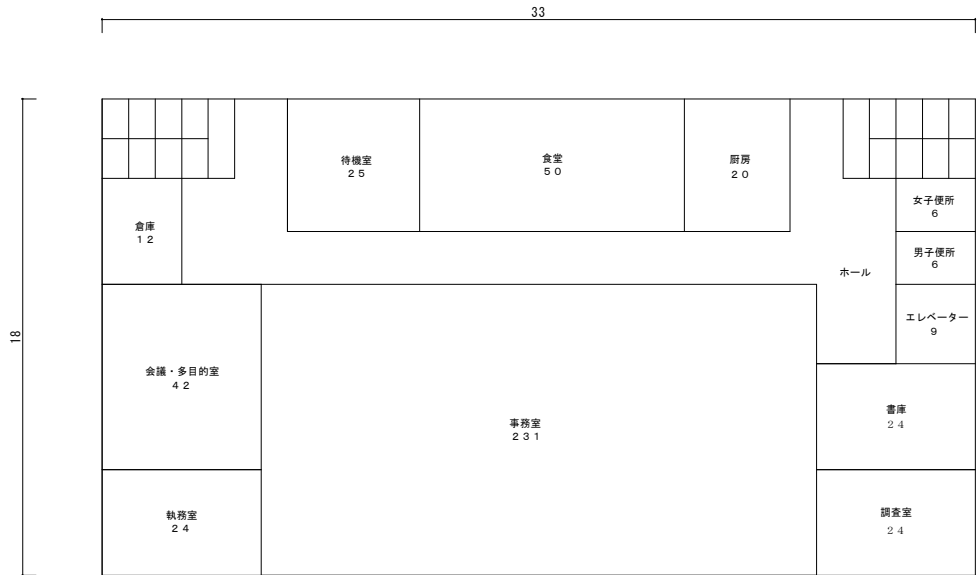
— は建設予定地を表す。

■ は想定する新中崎分署棟を表す。

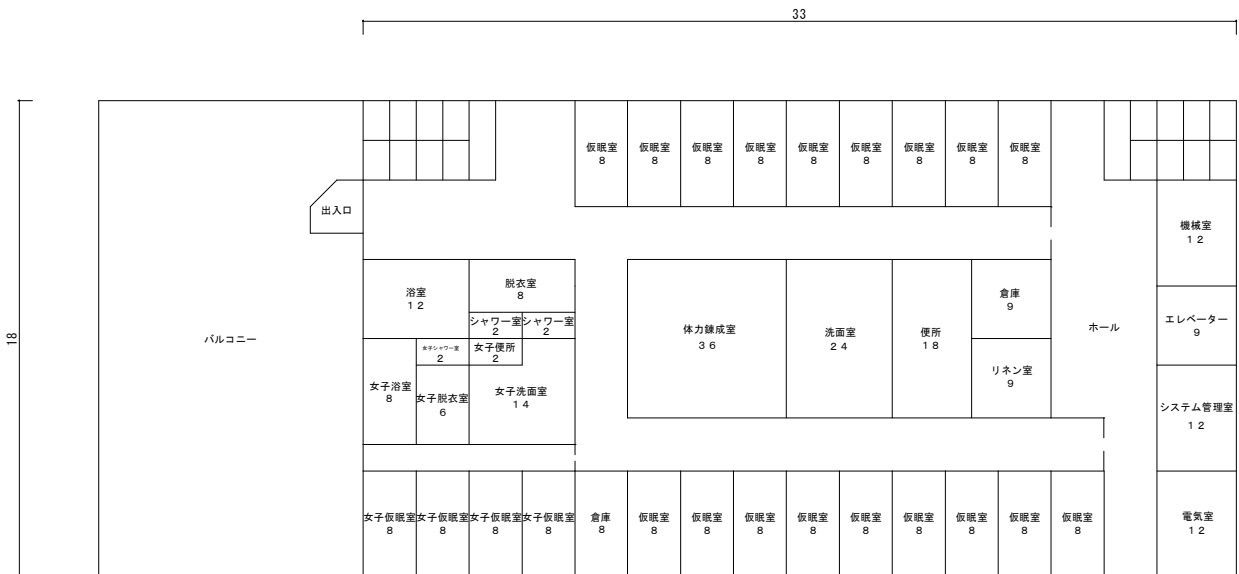
※ 単位はメートルとする。

※ 建設予定地の数値は実測値

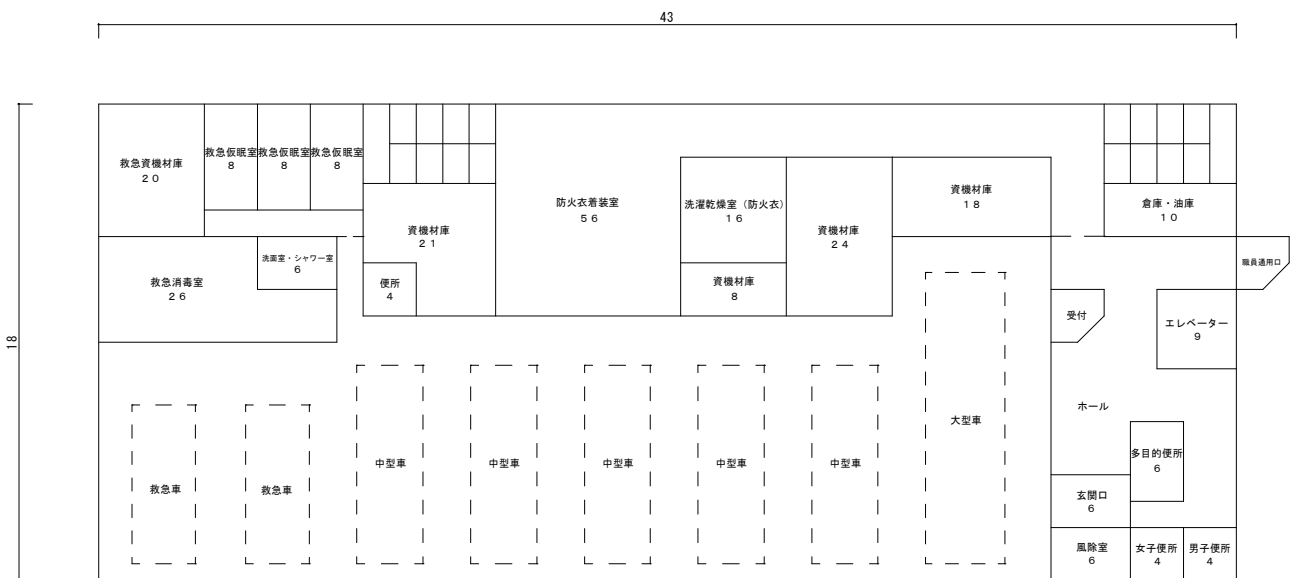
3階平面図



2階平面図



1階平面図



車両転回スペース 7m

1階床面積 774㎡
 2階床面積 594㎡
 3階床面積 594㎡
 延床面積 1,962㎡